

平成26年3月7日（金曜日）

議 事 日 程

平成26年3月7日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第18号まで

追加日程第1 議員提出議案第1号 要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）を介
護給付として継続することを求める意見書

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	森	弘	秋	君		
2番	塩	原	勝	君		
3番	野	村	信	夫	君	
4番	明	和	善	一	郎	君
5番	山	崎	知	信	君	
6番	川	崎	和	夫	君	
7番	竹	島	貴	行	君	
8番	前	原	英	石	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金	森	勝	雄	君	
副	村	長	古	越	邦	男	君

教 育 長	高 野 壽 信 君
総 務 課 長	松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課 長	高 畠 宗 明 君
会 計 管 理 者	笠 田 恵 雄 君
代 表 監 査 委 員	吉 川 良 二 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中 勝
---------	-------

午前 9時00分 開議

議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成26年3月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

日程に先立ち、ご報告いたします。

生活環境課の吉田主幹から欠席届が提出されております。

これで、報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長（前原英石君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています2点について村長のお考えをお伺いいたします。

まず、1点目として、防犯施設の充実についてお考えをお聞きします。

先日、近隣の町の住民の方々と意見交換する機会があり、その方たちは、舟橋村は街灯の設置も多く、夜になっても明るくて犯罪防止対策に有効に取り組んでおられるし、舟橋駅周辺やオレンジ公園に設置された防犯カメラは犯罪防止に効果的だと舟橋村の取り組みのよさについて話されたときは、なるほど人はよく見ているものだと思われました。

最近の犯罪は悪質・巧妙化しており、県内では2月中に数件の発生を見ている、漁業者の方たちが漁に出ている間に、駐車場にとめてあった自動車の窓ガラスを割って、車内に置いてあった現金などを盗み取る事件は非常に悪質であり、駐車場に防犯カメラが設置されていれば、未然に防げたのではないかと思われるという話をお聞きしました。

また、先日、舟橋村内での犯罪の発生状況について、上市警察署で把握されている数字をお聞きしましたところ、10月末現在のものですが、舟橋村駐在所管内では4件となっており、前年度同期の8件より4件減っていることをお聞きしました。

上市警察署管内の犯罪の傾向として、自転車、車上狙いが多く、その70%以上が無

施設被害、一般住宅等への侵入泥棒が増加しつつあり、スーパーセンターシマヤ等の開店で万引き、車上狙い等の発生が心配されると話されております。

村内では、昨年、オレンジパーク公園へ防犯カメラの設置、保育所駐車場への防犯灯の増設や防犯組合舟橋支部の活動として犯罪防止広報用チラシの作成と全戸配布を進められ、これらの取り組みが犯罪件数の減少に役立っていると思われませんが、犯罪はゼロではありませんので、いま一度施設設備の検証をされ、学校や保育所、舟橋会館等の駐車場や上下水道施設などを中心に防犯カメラの増設を進められ、犯罪を未然に防ぐことや犯罪の早期解決に向けた取り組みの充実を図り、安全・安心の村づくりを進められてはどうかと思いますが、村長のお考えをお聞きします。

次に、2点目として、婚活支援に対する村としての取り組みについてお考えをお聞きします。

平成22年3月定例会において野村議員の婚活支援に関する質問があってから4年間の経過していますが、村内の適齢期を迎えておられる方々の状況はどのように変化していますか。

近隣の市町では、少子化時代の根本にある結婚の晩婚化や、総称して呼ばれている「草食系男子」に対応するため、市町村社会福祉協議会やJA福祉センターを中心に男女の出会いの場のセッティング、交換会の運営、指導にと力を注がれております。

別紙としてお手元に配布しました資料は、2月1日に隣町で実施されたパーティーの案内、実施要領、男子を対象にした研修会の資料です。パーティー参加希望の男子に事前研修として、今、何をどのようにして対処していかなければならないかをアドバイスする取り組みの一つです。

この企画に参加された内訳は、男性33名、女性49名が集まり、プロフィールの作成、ゲーム、自己紹介等を通して自分に合ったパートナー探しを行い、当日のマッチング成功は9組、それ以降に進展のあった人は男性2人、女性1人となり、研修会の講師の話によりますと、通常のパーティーの約3倍の確率となったと講評されております。

また、昨年、テレビ番組で南砺市の婚活イベントが放送されていましたが、その後の状況についてお話をお聞きしてきました。番組内でのカップルの成立は十数組でしたが、現在交際が継続しているカップルは4組であり、見事結婚にゴールインしたカップルは1組ということでした。

舟橋村では農家の後継者不足が大きな課題となってきましたが、数少ない後継者の

方々が未婚の状況にあり、今後の活躍を支えるためには、よきパートナーを得られるよう支援していくことが大事かと思われまます。

良縁の発掘は大変なことですが、何とか舟橋村の適齢期を迎えておられる若い男女に出会いの機会等を提供するためにも、行政からの支援が重要になってきていると思われまます。村長のお考えをお伺いいたします。

以上、2点についてお考えをお聞きします。

議長（前原英石君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） おはようございます。

4番明和議員さんのご質問にお答えします。

私のほうからは、防犯施設の充実についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、防犯カメラの設置の経緯とその効果についてご説明をいたします。

設置の経緯といたしましては、舟橋駅の地下道を通行する際に、暗くて危ないという意見があったこと、また駅前駐輪場での自転車盗の被害が近隣駅の施設と比較して多かったことから、平成24年6月に舟橋駅の地下道や駐輪場に合わせて12台の防犯カメラを設置したところでございます。その結果、平成23年には5件の自転車盗が発生してはりましたが、防犯カメラの設置からは約2年半になりますが、平成25年6月20日に発生した1件のみとなっております。

また、平成25年3月には、京坪川河川公園と県道立山舟橋線京坪橋付近へも防犯カメラを設置しております。この結果、公園においては、若者のたむろや深夜の花火等の迷惑行為が減少しており、通学路付近では声かけ事案等も報告されておられません。

これらのことから、防犯カメラの設置は犯罪の抑止に一定の効果があると考えております。また、録画映像については、2週間程度は高画質で保存されるため、犯罪解決の際に効果的に活用されるものと考えております。

なお、設置費用は、駅周辺が約95万円で、月々の警備委託料が8万4,000円、公園等のほうは、設置に約160万、月々のカメラのリース料が約4万円であります。

富山県では、今年度から防犯カメラを設置する自治会や市町村に対して補助制度を設けております。しかし、その補助要件は、2年間で5件以上の凶悪犯罪や街頭犯罪が発生している犯罪多発地域とされており、本村には該当箇所がないものと考えております。

犯罪抑止の観点からは効果的ではありますが、費用面を考えると、どこにでも取りつけるというわけにはいきません。

しかしながら、住民の安全・安心を守ることは行政の重要な役割でありますので、今後は、公共施設を中心に、夜間昼間を問わず死角になる箇所、犯罪の温床となり得る箇所等を再度点検いたしまして、上市警察署をはじめ関係機関と協議しながら必要な箇所への設置について検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（前原英石君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 私のほうからは、婚活支援のご質問につきましてお答えしたいと思います。

婚活支援に関しましては、平成22年3月定例会におきまして、野村議員さんのご質問に、結婚相談等の婚活支援は、過去に舟橋村社会福祉協議会が窓口となりまして行っていたわけでありましたが、その間、相談実績がないということもありまして、やめたということ等を話をしたわけでありましたが、そしてまた、今後その実態を究明いたしまして、社会福祉協議会と十分調査しながら検討してまいりたいというような答弁をさせていただいております。

その後、平成22年に実施されました国勢調査のデータに基づきまして県内市町村の平均婚姻率というものが出ておりまして、その率と比較してみますと、本村の場合でございますが、世代別に申し上げますと、20代の男性では29%、女性は38%、30代の男性は75%、女性は85%、40代の男性は82%、女性は91%、50代の男性は89%、女性は89%と、全ての世代におきまして、県の平均を大きく上回っているのが実情であります。そしてまた、極端に低いという世代もないのが実情であります。

しかし、本村の人口構成におきましては、ゼロ歳から19歳までの割合は26%、30代から40代の割合は33%と非常に高いのに対し、これから子育て世代となります20代世代では、転入者より転出者が多いわけでありまして、構成割合が9.2%と極端に低いということございまして、将来的な少子化が懸念されているわけであります。

国では、少子化対策の強化事業といたしまして、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うということで、地域の少子化対策の強化を図るということにしております。

しかし、この事業が目指しているのは、結婚支援は単に結婚希望者の出会いの場を提

供することなく、あくまでも婚姻前から出産・育児に関する知識や体験を付与するための事業であるということでもあります。つまり、議員さんがおっしゃった婚活支援というのは、この国の考え方でいきますと、従来型の手法による少子化対策であるというふうに理解されるわけであります。

現在本村が当面する主要な対策は、20代の人口流失防止と子育て世代の人口流入であると考えております。

しかし、婚活支援の対象となる方は、少なからずともおいでになることも事実であります。4月には富山県経営者協会によりまして、お花見ナイトパーティーが開催される等、先ほど議員さんがおっしゃったように、それぞれのところで婚活イベントが計画され、実施されておるわけであります。

本村といたしましても、そういった方々に、行政が何ができるのか、そしてまた、本日は傍聴席に社会福祉協議会の会長さんもおいでになるわけでありまして、十分舟橋村の実態に沿った取り組みはどうかということを検討し、あるいはまた研究してまいりたいと、このように考えておりますので、議員さんのご提言は、まさしくその意義があるものと私は思っています。

今後とも若い世代が住みやすい、そして子育てしやすいまちづくりの環境整備に取り組んでまいるということを申し上げまして、私からの答弁にかえさせていただきます。議長（前原英石君） 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） 今ほど、ありがとうございました。

1点目に申しあげました防犯カメラの話でございますが、昨年、保育所の駐車場で車上狙いがあったという話も聞いております。そういったものをゼロにするためには、やはり防犯カメラが必要でないかなということを思います。

県の状況は県の状況でいいがです。村として今何ができるかということを考えながら進めてもらいたいということをお願いします。

それと、今、婚活のほうですが、村で、なら婚活の仲間入り、昔のお仲人ですね。そういった方を設けるかという話ではないがで、やはり村として支援できるのは財政面だと思います。社会福祉協議会に「頑張ってくれよ」と言うても、やはり財政面が伴わないとなかなか活動もしにくいかと思っておりますので、何らかの支援策を講じていただければ、合体して進められる話でないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（前原英石君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 私からお答えしたいと思います。

今、明和議員さんのほうから2点あったと思います。要望とも受けとめられるわけですが、防犯カメラの設置の話、保育所の関係であります。いずれにいたしましても、この防犯カメラの設置箇所は、いろいろな施設にもちろんつけることにこしたことはありませんし、また私はそのように積極的に取り組むべきであろうと思っております。

それから、また、行政だけでなしに民間の、例えばこう言ったら失礼ですけども、湯めぐちとかああいう大きな駐車場等を所有した企業とか、そういうのを、民間の方でございますけれども、そういった方々にも協力をお願いすべきでないかと。

そういった点で、行政としても何らかの支援ができるかどうかということも含めて検討してまいりたいと。それは防犯カメラの件であります。

そしてまた、婚活の話でございますけれども、ご案内のとおり、社会福祉協議会のほうへは、ことしの26年の予算につきましても、かなりのお金をお願いして、そしていろいろな福祉事業を推進していただいておりますので、そういった中身も、今おっしゃったことも含めて十分検討してまいりたいとこういうふうにも考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上であります。

議長（前原英石君） 2番 塩原 勝君。

2番（塩原 勝君） おはようございます。

村の埋蔵文化財の整備と展示について、私の考えを述べるとともに、当局の考えをお聞きしたいと思います。

平成23年6月の議会で、村史の第3編の発行についてお聞きしております。現在、もうすぐ発行ができるというふうに聞いております。その質問のときに、村の文化財についての整備と展示について要望しています。

そして、同じ平成23年12月の議会では、芸術・文化活動の振興を図るための拠点となる施設の建設をお願いし、村の文化財の保存、調査・研究、記録、展示・発表などの構想があるかないか、もしないのであれば、早期の建設を要望しました。

そして、1年後の平成24年12月議会では、村内に存在する文化財的価値、そして考古学的価値の高い物を整備して、わかりやすい冊子やデジタル化したDVDにまとめ、

文化財と一緒に展示することによって、児童生徒や村民に、郷土を知り、誇りを持ち、郷土を愛する心を高めてもらえるようお願いし、要望しております。

しかしながら、なかなか進展しないので、今回は、ばらばらに分散して保管されている埋蔵文化財について、整備、展示の考えがあるかないかをお聞きし、なければ、ぜひ実現してほしいということで、改めて質問するものであります。

舟橋村には、埋蔵文化財関係で発掘調査された箇所は71カ所、遺跡に登録されているものが21カ所で、村内関係の刊行報告書は、13冊はあると思っています。

2005年、私が教育委員会に在職中ではありますが、三、四の発掘調査がなされております。2005年に発掘調査され、村として10冊目として刊行された東芦原遺跡発掘調査報告書の序文は私が書いたもので、幾つか書いておりますが、ちょっと紹介させていただきます。

県東部・富山平野のほぼ中央に位置し、おいしい水と豊かな緑に恵まれた舟橋村は、その地名も、舟を連ねて橋をかけていたことに由来すると言われている。昔から水量豊かな河川もあり、舟の運行も盛んで、仏生寺城の外堀に利用された京坪川、そして中級河川の白岩川等は、旧中新川郡の米俵の積み出し等の中心的役割を果たし、また扇状地として広がった平野は大変肥沃で農業に適していた。このため、太古より大きな集落が存在し、人もたくさん住み着いていたようで、よく舟橋村はどこを掘っても埋蔵文化財があると言われる。

今回の調査は、住みよさ県内一番と言われるほどの環境と立地条件のよさから、早くから宅地開発が進み、また村の人口増対策等により、村外からの移住者も増加している中で、東芦原地区の、宅地分譲事業実施による宅地造成に伴う発掘調査で、平成16年度に実施した。発掘では古墳前期・中世の集落跡、そして、遺構としては井戸、土杭、溝などが、また土師器、青磁、漆器に石臼などの石製品等が多数見つかり、芦原の名のとおり、京坪川の開けた大芦原の周辺に住み着いた大集落跡と考えられ、村の古代・中世史を知る上で貴重な史料となったという書き出しで始めております。

このように、村内でも人類が生活した痕跡が土中に埋もれ、土器や石器の遺物、人の生活でできた穴や溝などの遺構が多数発見されています。

しかし、残念ながら、国、県の史跡に認定されてはいません。せめて村で史跡として整備すれば、県でも関心を持ってくれるはずであります。

それでは、県の埋蔵文化財センターの資料から二、三紹介してみます。

竹内東芦原遺跡では、縄文時代の土器と集落跡が見つかり、また、そこには炭化したもみの塊が見つっております。

「一粒の糲、若し地にこぼれ落ちたらば、遂にただ一粒の糲で終わらないであろう」。昭和16年刊行の『日本農耕文化の起源』に書かれているそうで、大変有名な話だと聞きました。

発掘されたこのもみの塊は、県の農業試験場に持ち込まれ、その結果、古墳時代の物とわかり、さらにその後、静岡大学でDNA鑑定して分析され、日本農業は弥生時代から始まったことを語っているとされていきました。

舟橋浦田遺跡では、弥生時代、本格的に定住が始まったことを証明する、立ち並ぶ建物群跡が見つかり、ほかにも古代の畑跡、弥生時代の井堰、そして土器と玉の発見などがあります。

それから、舟橋浦田遺跡と仏生寺城跡あたりには、奈良・平安時代の掘っ立て柱建物が多く見つかっております。

仏生寺城跡においては、室町時代、細川氏が城主であって、ここに城が築かれた痕跡が残っております。そして、これは、県のほうでも、「500年前の記憶・今に生きる仏生寺城」という刊行物の見出しになっています。

舟橋村利田横枕遺跡においては、1,400年ほど前の塩を運んだ土器、製塩土器などがまとまって出土しています。

これらは能登や氷見で出土される物と同質であります。貴重な塩や製塩土器が産地から運ばれたその塩の道がわかり、文化や物や人の交流が解明されます。

このように、せっかく郷土の歴史をしのばせる史料がたくさんそろっているのに、ほとんど県の埋蔵文化財センターと村役場の3階にただ保管されているだけであります。確かに舟橋会館2階のガラスのケースの中には、遺物が2、3個は陳列されてはいますが、けれども。

ということで、私はぜひ、村史第3編が発行されるこの機会に合わせまして、会館が学校に埋蔵文化財コーナーをつくり、刊行報告書や解説書、年表などでわかりやすくし、また遺跡の写真や遺物を陳列するとともに、DVDにまとめるなどして村民に関心を持ってもらえるようにしてほしいということであります。

このような構想があるかないかをお聞きし、また早い時期の実現が期待できるかどうかを質問したいと思います。

以上であります。

よろしく申し上げます。

議長（前原英石君） 教育長 高野壽信君。

教育長（高野壽信君） おはようございます。

塩原議員さんのご質問にお答えします。

平成24年12月議会でも議員さん自身から、村内の神社、寺社、石碑、埋蔵文化財、伝説など、かなり詳しく説明していただきながら質問を受けました。

議員さんが質問されましたように、文化財等は舟橋村を正しく理解する上で決して欠かすことのできないものであると同時に、将来の文化の基礎になるものであり、これを適切に保存し次の世代に継承していくことは、大変重要なことと承知しております。

前回の質問の際にも答弁いたしましたでしたが、現在、村では舟橋会館で出土品を展示しております。しかし、議員さんご指摘のように、より充実した展示内容にするには、それなりの施設、場所、保存方法、管理方法、人材の確保など難題が多々あります。

ちなみに、さまざまな歴史・文化遺産を収蔵・展示している近隣の施設について調べてみました。

まず、立山町の郷土資料館ですが、旧谷口小学校を2,500万円で改修し、学芸員と事務員を1名ずつ配置、年間維持管理費が約600万円、入館者数は昨年4月からここの2月末現在で1,005名。次に、上市町の弓の里歴史文化館は、土地を除いて、建設費2億5,000万円、年間維持管理費1,000万円で、昨年度の入館者数は1,898名。また、滑川市立博物館の建設費は3億7,000万円と、このように近隣の実態があります。

集客といった一つの面から考えても、多くの人に利用してもらうためには、他の地域にはない独自性と魅力を発信しなければなりません。現在の村の財政面を含むいろいろな要因から、博物館や文化関係施設の早急な設置は非常に困難だと思います。

議員さんご指摘の埋蔵文化財については、県の埋蔵文化財センターの指導を仰ぎながら、会館、図書館、学校と連携し、幅広く村民に郷土の歴史を知ってもらう展示方法を考えているところです。また、今後は、校外学習として埋蔵文化センターへ子どもたちが出かけることも計画していきたいと思っております。

ただ、先ほども述べましたように、歴史の好きな人だけでなく、子どもを含むたくさんの人に見ていただくための方策も講じなければならず、時間が必要であることをご理

解いただきたいと思います。

また、この機会をおかりし、報告しておきます。

村史編纂が最終年度に入り、村民6名の方を含む編纂委員の皆様には、大変ご苦労をおかけしております。膨大な史料の中から粗原稿ができつつあり、追い込みの時期になりました。この編纂事業により新たに収集や探索されました史料も多く、これらも村民の皆様の共有の財産となって、村の歴史や文化を次の世代へつないでいくこととなります。

この編纂史料も含めまして、整理・保存・公開をしていく大きな責務があります。先人がどうやって歩んできたのか、それをどうやって次の世代に伝えていくか。すなわち、舟橋村の過去を知り、未来に伝える重要な役割を我々は担っております。

今後さまざまな角度から検討を重ね、関連機関と相談・連携し、効果的な方法を考えていきたいと思っております。その折には、ここにおいでの皆様のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（前原英石君） 1番 森 弘秋君。

1番（森 弘秋君） この3月1日に富山駅で新幹線の最上級クラス「グランクラス」が公開されました。私も座ってまいりました。が、ここまで必要なのかなと思うくらいに装置が完備しております。いかにしてゆっくり旅行を楽しむかですね。すごかったです。

昨今の富山県及び市町の話は、1年後に開通する北陸新幹線の1年前のイベント・開通に向けてどのような施策を講ずるか。この好機をいかに生かし、将来のそれぞれの地域のあり方を思考し、宣伝しております。

反面、災害は何十年に一度しか起きないと考えるか、何十年に一度は必ず起きると思うか、防災の悩ましさであります。しかし、何十年に一度起きる大地震のために膨大な資金をかけて耐震化が進んでおります。雪害も同じですとコラムに書いてありました。

2月に大雪に見舞われ、太平洋側で交通マヒが相次ぎ、群馬・長野県境の国道18号では、一時400台の車が立ち往生しました。身動きがとれないドライバーたちは、急遽設けられた避難所に身を寄せたり、住民から炊き出しを受けたりしてしのいだようです。中には、商品であるパンを配っておられたとも聞きました。緊急避難ともなると、何でもござれで助け合う必要があると考えます。

富山県でも、災害に備えて、各方面で現時点から先見性を持って、抜本的に整備を進

めておく必要があると考えておられます。

さて、現在、役場近郊における駐車台数は、舟橋小学校 29 台、舟橋中学校 40 台、舟橋会館 20 台、役場前駐車場 65 台、計 154 台を保有しております。が、非常時を考えると、心もとないのではないかと思います。

例えば、以前、舟橋小学校の運動会では、小学校はおろか、中学校、舟橋会館の駐車場、役場前の駐車場はあふれておりました。したがって、路上駐車となりかねません。これで安全と言えるだろうか考えたものです。小学校の運動会ばかりではありません。常に緊急時を想定しておかねばなりません。

私はこんな経験をしました。ある大会が舟橋会館であったのですが、恐らく会館の駐車場は満車であろうとあらかじめ考え、役場前駐車場にとめていこうと思い、駐車場に入ろうとしたのですが、何と満車。所狭しと、好き放題に駐車してありました。

万が一に有事の際はどうなるのだろうか、不安がよぎりました。これで、果たして安全な村と言えるのだろうか。

私もあいている場所にとめようと思ったのですが、残念ながら無理でした。中学校の駐車場にとめようと思い、来てはみたが、満車。幸い中学校は、東西に出入り口がありますから、何とか西側の空きスペースに駐車をしました。当然に会館・学童保育室の駐車場も満車です。

駐車場は白線内にきちんととめる。しかし、それが守られておれば、トラブルは起きないかもしれません。いつでも出入りができる。ほんの数分の時間なら他人に迷惑をかけるかと思っておられるかもしれませんが、その考え方が間違っていると思います。

次に、役場庁舎前の駐車場、ご存じのように、出入り口が 1カ所であるので、これが非常に難であります。これで緊急の場合、安心・安全と言えるのだろうか。

このことから、少なくとも 2カ所の出入り口を模索する必要があると考えますが、いかがでしょうか。このことを考えれば、現在の反対方向に出入り口を 1カ所設けたほうがベターであり、そうあるべきであります。

そのような中で、今、役場前駐車場で、富山県東部消防組合消防本部、上市消防署舟橋分遣所が建設されております。まして、分遣所が小学校の向かい側にできます。分遣所の前、いわゆる役場前の道路は、常に緊急時を想定して相当の距離の確保が必要になると考えなければなりません。

また、これに伴い現車庫が移転され、駐車場が縮小され、13 台の減少。率にして 2

0%減ることになります。現在65台の駐車台数であります、52台となります。普通に考えれば十分と思いますが、本当にそうだろうか。一般的に駐車場の必要台数の規定はないと考えますが、元来駐車台数が少なかったのではなかろうかと疑問を感じます。

一方、第4次舟橋村総合計画における将来人口に対するアンケートによれば、10年後には人口3,500人が望ましいことを目標としております。しかし、高齢化が進む中でドライバーの減少も考えられますが、人口増による、さらに地域間の交流による自動車、自家用車等を利用する人が増えると考えられます。元村会議員の意見で、「今のうちに駐車場の確保が必要ではないのか。将来の計画を考えることも大事である」と話しておられました。

冒頭にも申しましたが、1年後には新幹線も開業します。日本一面積の小さな舟橋村も、富山県の中核の村として発展し、日本に発信していくためにも、まず中長期的な将来を見据えた駐車場の確保を今から考えておく必要があると思います。

また、災害はいつ起きるかわからない時代です。想定外を考えておくことが大事です。そのための投資も必要だと思えます。

いずれにしても、先見性を持って駐車場の確保、拡大が必要ではなかろうか。現時点から拡張を考え、抜本的に整備を進めておく必要があると考えますが、村当局の将来を見据えた考えをお聞かせ願います。

議長（前原英石君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 1番森議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、役場前駐車場の駐車台数であります、議員がおっしゃいましたとおり、もともとは65台、面積にいたしまして3,657平米でありました。分遣所建設並びに車庫の移設工事に伴い、13台分460平米が減少するため、分遣所が完成する4月以降は駐車台数52台、面積が3,197平米となる。

庁舎に勤務する役場職員、社会福祉協議会及び土地改良区職員、小学校の先生等は、従来役場前の駐車場を利用しておりましたが、工事が始まりましてから駅南駐車場を利用しており、来庁者の駐車台数の確保に努めているところでございます。

また、多くの方々が参加する会議等につきましては、舟橋会館を利用することが多くなっており、平日の来庁者数等を考えますと、この駐車台数の減少については、さほど影響がないものと考えております。しかし、状況に応じましては、4月以降も職員が駅南駐車場を利用するという点についても検討してまいりたいと考えております。

しかし、平日に小学校の授業参観等の行事が行われた際には、これまでも駐車場がいっぱいになり、来庁者にご迷惑をおかけしている状況が見受けられます。

これからは、行事等に参加される保護者には、保育所の駐車場を利用させていただくことや駅南駐車場の利用を促すなど、来庁者の利便性に配慮してまいりたいと考えております。

休日に開催されます大規模なイベント等、実績としては、2000年国体や全国スポーツレクリエーション祭であります。この際には、数多くの方々が村外から来村されたわけではありますが、役場、小学校、中学校、舟橋会館、京坪川河川公園等の駐車場の有効利用や舟橋駅南駐車場を開放することによりまして、満足のいく対応ができたものと考えております。

また、駅南駐車場につきましては、事前に利用者が把握できるようであれば、1日利用できる無料券を配布することも可能であります。

駐車場の増設という方法も考えられますが、用地取得や造成工事に多額の費用を要するため、現状維持がベターと考えております。既存の駐車場を有効に利用することにより、平日・休日に開催されるイベント等への十分な対応、役場来庁者の駐車スペースの確保にも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（前原英石君） 森 弘秋君。

1番（森 弘秋君） 今ほど答弁をもらったんですが、職員駐車場の件、考えているということです。

それから、ちょっと気になったのは、現駐車場・駐車台数、これがベターだと。ベターというのは、どんな意味なんかなと。

それと、私の言っておる質問の中で、安心・安全な村、例えば今言ったのは駐車場ですね。役場の駐車場は出入り口が1カ所だと。確かに多くの額の投資が必要だと思いますが、これを解決しなけりゃ、出入り口が1カ所ということは、いざ、先ほど言いましたように、有事の場合に、飛んだらかんにゃならん、かつかったらかんにゃならん。トラブルが必ず起きるということを考えて、多少の額、金額といいますが、財政難で難しいかもしれませんが、財政面で。考えるのはやっぱり中学校の東西2カ所ありますように、舟橋役場前も2カ所の出入り口が、私、必要でなかろうかと。もうそのことを考えていくことが必要だということを言ったはずなんですが、それについての答弁を

ひとつよろしく申し上げます。

議長（前原英石君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 森議員さんの質問にお答えいたしたいと思います。

まず、役場前の駐車場の話でございますけれども、皆さんご存じのとおり、舟橋の役場の駐車場というのは、住民票とか戸籍とかいろんなことを、諸証明の交付、あるいはまたその他の、税金を収納するために来られるわけでありまして、所要時間というのは限られておるわけですね。1日丸々おられるわけでない。

私も金沢市の駐車場を見てきましたけれども、そのような形態で、この駐車場で十分機能するののかと言って私は話をしてきたところ、デパートと違うんだと、行政はそうだという話なんで、舟橋村も今現在、駐車場で狭いとかそういった話はありません。

ただし、将来にわたっていけば、先ほどおっしゃったように、人口も増えてくるようになりますと、やはり役場へ来庁される方は多くなる。そうなりますとどうなのかと、こういうことを前提にして、職員の駐車に当たっては駅南の駐車場にやるべきでないかということを検討しているということをお知らせいたします。

それと、役場の駐車場は、広場は避難所になっておりません。中学校あるいは小学校のグラウンドでありますので、そこへ車が集中してくるということは、私は考えられないということでもありますので、そういう点をご理解いただきたいと。

それからまた、出入り口の話ですけれども、私は現状の中でそういったことが本当に必要なのかどうかと。もちろん意見としては伺っておきますけれども、果たして将来にわたって舟橋村の独立していく過程の中にそれが本当に必要なのかどうかということも含めて皆さん方と十分協議してまいりたいと、こういうふうに思っておりますので。

いずれにいたしましても、やはり皆さんの考えが、どこに視点があるのか、そしてそれが村民に納得してもらえるのかどうかとか、いろんなことを模索しながら進めていかななくてはならないというふうに考えておりますので、そういう点を含めてご理解をいただきますようお願い申し上げまして、私からの答弁にかえさせていただきます。

議長（前原英石君） 暫時休憩。休憩は10時までとします。

午前 9時50分 休憩

午前10時00分 再開

議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は 8 人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番 竹島貴行君。

7 番（竹島貴行君） 7 番竹島貴行です。本議会は新年度予算が決する重要な議会ですが、私は、通告してあります 5 つの質問について答弁を求めます。

まず、第 1 番目に、村がこれまで策定した計画について、その実施結果及び成果は住民へ公表すべきと考えますが、その点について質問します。

平成 26 年度予算案では、第 4 期障害福祉計画策定、高齢者福祉計画策定、子ども子育て支援計画策定と、計画業務を委託するとして予算計上されています。

これまでも国の施策制度により計画書作成のため業務委託に税金が投入されてきました。そこででき上がった計画は、当然住民サービスとして施策に反映、実施されるべきものです。

また、制度により計画は数年ごとに見直され、その都度新たに業務委託されるといったサイクルが繰り返されてきました。委託される計画策定には住民の浄財という税金が使われ、当然のごとく、でき上がった計画は住民にサービスという形で還元されるべきものです。

その計画が確実に実行され、成果が検証されることは当然と考えます。そして、成果は住民に公表されてしかるべきものと考えます。

これまでの計画実施におけるアセスメント及び結果について、住民の皆さんへ積極的に公表し、行政への関心を高め、理解につなげることが大切だと考えますが、答弁を求めます。

次に、2 番目の質問は、舟橋会館の屋根改修工事についてであります。

平成 26 年度予算案には舟橋会館の屋根改修工事について予算計上されております。その改修理由がゲリラ豪雨や台風時の雨量に対応するため改修工事を行うというものであります。

舟橋会館は 2 年前、屋根の防水改修工事を行っており、通常、屋根改修後 2 年しか経過していない建物をゲリラ豪雨や台風時の雨量に対応するという表現で改修するというのは、表現が不適切としか思えません。何かほかの不具合があるための改修だと私は推測しています。

ゲリラ豪雨や台風時の雨量は、そのときそのときの非日常的な異常現象として被害を引き起こすものです。そして、今に始まった現象ではないというのは当局サイドもわかっていると思うが、そのようなリスクは、庁舎、保育所、学校、図書館等の公共建物も同様に負うものであり、舟橋会館だけが負うものではありません。

2年前の防水改修でもゲリラ豪雨や台風時の雨量というリスクは十分に想定されたはずですが、なぜ新年度予算でゲリラ豪雨なのか、台風時の雨量対応なのか、そして村が税金を投入して委託する設計・監理とはどのようなものと当局は考えているのか、説明を求めます。

ついでに、今回の改修計画でゲリラ豪雨や台風時の雨量というものをどのように想定しているのか、説明を求めます。

次に、3番目の質問に移ります。質問は舟橋図書館の利用支援についてであります。

平成26年度予算案には舟橋郵便局東側駐車場に駐輪場を増設する事業が盛り込まれ、予算計上されています。現在、当駐車場は図書館の来館者に利用されており、その利用率は高く、いつも満杯の状態であると認識しております。駐輪場が設置されれば多分に図書館来館者の駐車場利用ができなくなると思います。

舟橋村図書館は利用率の高さから全国的に知名度が高く、舟橋村の誇れる施設でもあります。今後も図書館をより利用しやすくなるような条件整備を図り、図書館活動を支援していくべきと考えます。

今回の駐輪場増設によって影響が生じる図書館利用者の駐車場対応策はどのように考えているのか、答弁を求めます。

次に、4番目の質問として、舟橋村が目指す姿・方向についてであります。

平成26年度予算案には、人口問題プロジェクトへの支援ということで、実施計画策定のための予算が計上されています。その予算説明では、以下のように書かれています。舟橋村の現状分析により地域課題解決ポイントを明確化し、明確化されたポイントを受け舟橋村の目指すべき姿を具体化するための施策を立案した。その立案した施策を実施するために実施計画を作成する。その実施計画作成依頼の予算計上であると私は理解しました。

そこで、現状分析をした地域課題解決ポイントとはどのようなものなのか、また目指すべき姿を具体化するために立案した施策とはどのようなものなのかお聞きします。

次に、最後の質問ですが、村当局が村道として認定するための判断基準についてであ

ります。

今議会では村道認定議案があります。これは東芦原地区の案件で、数年前からの地元要望に応えるものです。要望理由としては、協議会の説明によれば、集落内の増えた交通量を緩和し、交通安全対応を図るためだというものです。

これまでの議会でも村道認定議案がありました。村道として認定されれば、村が維持管理費用を負担していくことになります。しかし、認定理由を議会の中でしっかりと協議ができてこなかったという反省を踏まえ、そして今後において村道認定が議案として上程された場合に議会が負う決定責任を果たすため、村当局の考え方を議会がしっかりと担保すべきと考えます。

また、議員としても判断材料とするため、そして住民の皆さんにも、今回の答弁が村道認定の指針となるだろうことを周知していただく意味でも、村当局が村道としなければならぬと考える判断基準を示していただきたく、答弁を求めます。

以上であります。

議長（前原英石君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 7番竹島貴行議員さんの質問にお答えいたします。

私とその答弁に先立ちまして、ここに傍聴人の方もおいでになるわけでありまして、質問の趣旨と答弁とがかみ合わないということが予測されますので、私から竹島議員さんにあらかじめ考え方を聞きたいというふうに思っておるわけでありまして。

質問にありますように、計画に当たっての委託の話でございますけれども、委託についての考え、これは計画ばかりではありません。設計関係もございます。これに対してどのようにお考えなのか。委託とは何ぞや。そして、それについてどのようにお考えなのかお聞きしたいと。

2番目に、税金の投入についてでございますけれども、あたかも村の予算が税金を無駄遣いしているようなニュアンスの言葉で発言されておりますけれども、このような言葉、税金の無駄遣いとは、一体税金投入というのはどのようにお考えなのか。

それからまた、計画書の話でございますけれども、これは、村でつくった計画書につきましては、このような計画でありますということを議員さんにも渡してあるわけでありまして、十分熟読されて、どのような計画の内容であるかということをご認識であると私は思っております。そういったことを含めて、私から答弁をさせていただくことをお許しいただきたいと。

それからまた、次に、道路認定でございますけれども、道路は、私は申し上げておきすけれども、地元から要望があったから村道認定しておるわけでありませぬので、やはりいろんな視点から、社会通念上、あるいはまた生活道路、いろんなことを含めて、現況が4メートルであって農道だというけれども、将来にわたっていけば拡幅改良して幹線道路としてこれが必要だという客観性を持って判断して提案しておるわけでありまして、議員提案ではありません。

ですから、村道認定は村が提案するわけで、村長提案であります。そういった認識のもとにお考えにならないと、甚だ皆さん方が困る質問　おいでになると思いますけれども、そういう点を含めて私から答弁させていただきます。

私のほうから、計画の実施結果及び成果の公表について、そしてまた、村道の認定基準についての質問にお答えしたいと思います。

本村の各種計画であります。平成26年度に策定する計画は、第4期障害福祉計画、高齢者福祉計画及び子ども子育て支援計画の3本でありまして、子ども子育て支援計画以外は、更新する計画であります。

ご承知のとおり、計画とは、それぞれに定める目標、目的を達成するための手法、手段を通じてどのように実施するかを具体的に記述したものであります。今日まで村が策定している計画は、ほぼ国の政策にかかる制度設計に基づくものでありまして、村が単独で定めている計画は、地方自治法に規定しております第4次総合計画と日本一の健康な村づくりを目指す健康構想であります。

したがって、それぞれの計画は、国の政策、それに基づく県の指針をベースに地域ニーズの多様性をとらえる等、本村としての目標、目的、実施手法からなる構成をもって策定しているのであります。そのため、計画策定経費につきましては、国の補助金、あるいはまた交付税の基準財政需要額に算入されているのであります。

しかし、計画の策定の目的は、あくまで事業成果を上げることでありまして、計画には事業目的を達成するための必須項目として住民の役割と行政の役割を明記しております。当然のことながら、行政の一方的な取り組みだけでは、計画目標を達成することはできません。

特に26年度に策定する福祉計画では、行政の役割とする必要機能の整備以上に住民の役割が求められております地域支援体制、いわゆる協働体制を構築することが必要不可欠になっておるのでありまして、計画策定につきましては、地域住民とともに進めて

まいります。

議員ご指摘の検証につきましては、計画 計画書には計画スパンというものがございまして、3年あるいはまた5年でございます の更新時、あるいはまた、予算編成時に行っております。

策定した計画の公表につきましては、計画書を県、策定委員会の委員、議会関係等の機関に配布させていただいておるわけでありまして、それは十分ご認識いただいておりますと私は理解しておるわけでありまして。

検証結果の公表につきましては、執行機関の長であります私が判断するものでありまして、議員の私見によるものでないと私は考えております。

また、計画策定におきます業者委託では、計画にかかわる制度の目的や中長期の展望並びに住民ニーズアンケート調査分析等を踏まえまして、本村の計画で最上位にランクされております第4次総合計画に基づいた提案や先進地事例の収集などに当たっていただき、そういった計画の取りまとめ業務を行っていただいておりますわけでありまして、本来なら職員で策定することが理想でありますけれども、専任職員がおりませんので、民間のノウハウを活用しているのが現状であります。

いずれにいたしましても、本村が策定する計画は住民ニーズを満たすものでありまして、その実現に向けての施策づくりに取り組んでいるのが実態であります。そういったことを含めまして、議員の各位のご理解をいただきたいと思っております。

次に、村道認定の判断基準についてであります。

村道とは、道路法第8条の規定により、村長が村内に存在する道路について村議会の議決を経て路線を認定したものをいうわけでありまして、その管理は、ご存じのとおり、村が管理しているわけでありまして。

村道の認定基準につきましては、幅員4メートル以上であり、集落間、県道等へのアクセス道路、または公共施設に連絡する道路など、住民が生活基盤として必要とするなどの判断に基づいて行っているものであります。

しかし、過去において認定した村道の中には、部分的に幅員4メートル未満の道路、あるいはまた、行きどまりの道路もあります。これは、認定当時、交通量が少なかったこと、集落内で住民が日常生活を送ることに欠かすことのできない道路であったり、住家が連担し、拡幅ができなかった等の要因であったと思っております。

今後、このような村道につきましては、一般道路としての機能向上を図るため、関係

者の理解と協力をいただいて改修等を行ってまいりたいと考えております。

現在は、民間が開発する分譲地内の道路や新たに村道として整備する場合の基準は舟橋村村道認定基準要綱に基づいております。

今般の村道認定の件につきましても、地域住民の生活環境での安全性及び利便性等を十分考察の上提案していることを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

議長（前原英石君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 私からは、舟橋村の目指すべき姿・方向についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今年度実施しております人口問題プロジェクトにつきましては、若手職員を中心に職員研修も兼ねて実施してきたところでございます。

このプロジェクトは、これまでの村のまちづくり施策を検証するとともに、今後の人口推移を予測し、村の目指す方向とそのための施策提案を行うことを目的に、富山大学の協力を得まして、民間シンクタンクや室蘭工大から報告された人口推移や通勤・通学流動、事業所の立地状況などのクラスター分析によるデータに基づきまして進めてまいりました。

プロジェクトは、昨年7月30日にスタートいたしまして、これまで12回実施し、2月27日に中間報告を受けておりますので、その一部をご報告させていただきたいと思っております。

若い職員は村外出身者が多くございまして、村の歴史認識等が浅いため、職員研修を兼ねまして、なぜ村が人口増対策を必要としたのか、人口増事業が軌道に乗った背景や社会インフラ、生活環境の変化等舟橋村における時の流れ、取り組み事例等を調査研究することから取り組みし、地価の安さ、公共交通の利便性の高いこと、小中学校への通学が便利でコンパクトな村という地理的条件もございまして、約20年間で人口が倍増しましたこと。若い世代の増加によりまして、平均年齢が38歳台、年少人口割合が日本で1番、図書館の住民1人当たりの貸出冊数も日本で1番、あと、面積が一番小さい自治体としての村のイメージアップにつながるデータ等が出てまいりました。

しかし、一方では、全世帯に占める核家族割合が7割を超え、近隣地域の地価が下落しているのに対しまして、宅地需要のある本村の地価は横ばい状態であること。年齢構成では、子育て世代である30代、40代が全体の3割強を占めるのに対しまして、20代の数が極端に低いなど、いびつな人口構成になっている現状もわかってまいりました。

た。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、村の人口増は自然増による割合が高く、今後伸び続けるという予測を出しておりますが、5歳階級別に転入・転出等の社会増減の理由を探り、将来的な人口予測を行うコーホート分析により慎重にデータ分析を重ねました結果、本村の人口増は、宅地分譲により転入された方々の出産によるものが大勢を占めており、自然増より社会増と捉えるほうが妥当と判明いたしました。

その結果、このまま放置すると、本村人口は2015年をピークに以後減少することになり、2030年には3,000人を割り込むこと、20代が極端に少ない現在のいびつな年齢構成は、必然的に少子化を招くこと、現在の三、四十代が高齢者となる2040年代には急激に高齢化が進み、本村も他自治体同様、少子高齢化問題は必ず訪れるとしております。

また、人口減に伴い、空き家、空き地、遊休農地の問題、何より税収の減少によります財政の問題、加えて医療費の増加、地域コミュニティーの崩壊による公助負担の増加が大きな壁になること。一言で申し上げますと、本村の人口増は、人口倍増という大きな成果を生んだ半面、将来に大きな課題も発生させたと結論づけております。

これらの地域課題を踏まえ、これから本村が目指す方向は、「住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくり」を照準に、一例を挙げますならば、「子育てするなら舟橋村」をキャッチフレーズとした「子育て世代への新たな魅力の創造」と「協働体制の構築」を柱とした施策の取り組みが必要と提案しております。具体的には、若者を中心に転入者自ら地域づくりにかかわる協働型まちづくりを考慮した宅地造成、空き家再生、アパート建築等、またソフト面でも幾つかの考えを述べております。

今後、提案事業の細部を肉づけした最終報告を3月下旬に受け取る予定となっております。

現在の取り組みを踏まえまして、新年度におきましては、20代及び三、四十代の子育て世代を対象にしました、新たな人口流入を目的としました官民連携によるモデル宅地造成計画を考えてみたいと思っております。単に民が造成し、官がその後の維持管理全てに責任を持つ従来の方法から、全国的には新たな地域づくりの手法として注目を集めております、あらかじめ民と官と転入者、3者が意見交換をして新たな居住者自らが地域コミュニティーの構築に責任を持つまちづくり計画を策定できないかというふう考えております。

最終報告が提出されていない現在進行形の状況でございますので、今後ともさまざまな角度からいろいろなご提案等もいただきながら、よりよき形を探っていきたいというふうに思っております。

以上ご報告を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（前原英石君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 私のほうからは、舟橋会館の屋根改修についてのご質問と図書館の利用支援についてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、平成26年度、舟橋会館で予定しております屋根雨水排水他改修工事についてお話をいたします。

平成23年実施の屋上防水改修工事は、ご指摘のゲリラ豪雨や台風による集中豪雨への対応ではなく、経年による屋根防水層の劣化に伴う改修でありました。また、今回予定しております工事では、この防水層に関する再度の改修は予定しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、ゲリラ豪雨や台風などに対するリスク管理へのお尋ねであります。

ご承知のように、近年富山県内においても局地的な集中豪雨が頻発しております。昨年9月には、富山市八尾地内において、河川の増水により橋梁が大きく破損する被害が発生したことなども記憶に新しいところでございます。

来年度実施いたします工事につきましても、ゲリラ豪雨や台風による集中豪雨に対するリスクの管理の一環であります。

改修工事と雨量とがどのように結びつくかということではありますが、数値上では現状でも十分な排水機能を有しておりますが、昨今の非常に激しくかつ短時間に集中する豪雨の場合は一時的な機能の低下を引き起こすことが考えられるため、排水管の新設など新たな排水機能を追加するものであります。

いずれにいたしましても、今後ともゲリラ豪雨や大型台風による集中豪雨の発生が予測されているところでありますので、ご指摘のように、舟橋会館だけではなく、ほかの公共施設や公共インフラにおいてもリスクは同様であるということは、村といたしましても十分認識しているところであり、リスク管理を十分に行い、計画的な改修、効率的な改修が実施できるよう努めてまいります所存であります。

次に、工事の設計業務並びに監理業務の委託についてでございます。

ご承知のように、現在建築士の資格を持つ職員はおりません。他の市町村では、建築

士資格を有する職員を配置し、公共施設の設計業務や監理業務等を実施しているよう
あります。

しかしながら、本村では建築物そのものが少ないため年間の建築工事の数は少数であ
り、費用対効果の観点からも、建築士を配置しておりません。

これらの理由から、設計業務や監理業務については、建築士事務所等への委託を行っ
ておるところであります。

また、土木工事や水道工事についても、同様に専門資格を有する職員を配置しており
ませんので、専門業者への委託を実施しているところでもあります。

また、より確実な品質を確保する観点から、小学校や中学校で実施した校舎改修工事
や各種の土木工事では、富山県建設技術センターに検査の補助業務等を委託している
ところでもあります。

このような状況ではありますが、最も大切なことは職員の現場に対する意識や能力、
技術の向上であると認識しており、今年度は、水道に関する専門知識の習得を目的に、
約6週間にわたり担当職員を研修に派遣したところでございます。

今後とも引き続き、個々の職員が積極的に専門知識を習得するとともに、自らの能力
を向上させることができる体制に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜
りますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、舟橋図書館の利用支援についてであります。まず駐輪場の増設の経緯につい
てご説明を申し上げます。

去る6月定例会におきまして、前原議員より、舟橋駅前の駐輪場の駐輪可能台数の不
足から自転車が歩道にはみ出しており危険である。駐輪場を増設して抜本的解決を
図りたいとのご質問に対し、駅前の美化、交通安全の観点から関係機関と協議の上、
対応策について検討してまいりたいとお答えをしたところでございます。その結果といた
しまして、舟橋郵便局東側の駐車場に駐輪場を増設することとし、その経費を平成26
年度当初予算に計上いたしましたところでございます。

従来より図書館利用者には舟橋駅南駐車場の利用をお願いしてきておりますし、駐
車場の有料化の際にも、図書館利用者の利便性を考慮し、2時間無料としたところ
でございます。

駅前の駐車台数が9台分減少はしますが、平日の図書館利用者数や休日の駅南駐車
場の状況等を考慮すれば、竹島議員がおっしゃるほどの制約になるとは考えており
ません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、図書館は舟橋村の最も誇れる施設の一つであります。これまでも、ラウンジ及び授乳室の新設、談話室の増設、職員の配置や予算配分等で図書館利用者の利便性の向上には十分配慮してきておるところであります。

また、今後予定をしております舟橋駅北側の整備によりまして、図書館、散策路、公園緑地とが一体となった憩いのゾーンができ上がることにより、図書館の魅力が一層引き立つものであると考えております。

今後とも、図書館の利便性についても十分検討してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（前原英石君） 竹島貴行君。

7番（竹島貴行君） 今、村長から答弁いただいたことについて、非常に珍しい、私のほうに、どういうふうに、どういう意味だというふうな、そういう答弁だったかと思えますけど。

今、まず我々は「二元代表制」という、そういう言葉を使っていますが、二元代表制というのは、片や行政を一応運営する、片やそれをチェック・監視する、そういうことで住民の皆さんから直接支持いただいて、その職につくものであります。

村長は、私が私見のもとに質問をしているんじゃないかと。そして、その質問の意味がよくわからないというような、そういう答弁であったかと思えます。

これは、もしわからないのであれば、事前に質問は通告しております。その意味がわからないのであれば、当然質問者にどういう意味だというふうに聞かれて、これは当然かというふうに思います。そのための事前通告であります。

で、私の、村長が言われた委託についての考え方。これは委託をする場合に、業者に委託されるわけです。その業者に委託するわけですが、委託される業者は一応プロであります。委託された内容はかみ砕いて業務を遂行しようとしています。委託する側が、じゃどういう趣旨で委託をしているのか。そういったところのすり合わせがうまくできていないんじゃないかというふうに感ずるから、そこをしっかりやってくれという趣旨であります。

それから、税金の使い方についても、税金を使って施策を遂行していく。これは当然のことです。ただ、その税金の使われ方、使った結果というものもしっかりと住民の皆さんにお示していくということが、これは私は必要であろうということで聞いたわけがあります。

それから、計画についておっしゃいました。

計画は、村長がおっしゃるとおり、実施する内容を示したものであります。私が言うのは、その実施する内容、それをどういうふうに実施したか、結果はどうであったか、そこをしっかりとやはり把握すべきことであろうと。

村道においても、認定は、村は客観的に捉えて判断して認定に至っていると。いろいろな要素をかみ砕いて、考慮して認定しているという、そういうお話がありましたけれども、その「客観性」という言葉の中身がよくわからない。客観性がわからないから質問をしているのであります。

我々も一応議員、議会として判断していく上においては、その部分をしっかりと踏まえて責任のある判断をすべきであるというふうに考えております。そういう点を一応、どういうふうに判断基準を設けているか。これは住民の皆さんにも理解していただくということは、これは当然大切なことであります。

そういう点を明らかにしたいという思いで質問をしたわけではありますが、私の質問の趣旨がわからなければ、担当者が私のほうに問い合わせをすとか、そういうことがあってもいいんじゃないかと。これまでそういうことは1件もない。で、我々がわからなければ、「いや、役場に来て聞きなさいよ」という、そういう話は承っていますが、逆もしかりであります。

そういったところで意思の疎通を図っていくということは、これは住民にとって大切なことではありますが、私はその点を指摘しておきたいと思います。

以上です。

議長（前原英石君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 私が竹島議員に申し上げたのは、要は事前に通告しておるじゃないかと、こういうことなんですね。要は、私は何を言いたいかといいますと、具体的に何々がこうだからこうだと。いわゆる、先ほど言われたように、二元代表制です。パブリックコメントは何なのか。世論はどうなのか。そしてまた、道路基準や、あるいは計画書につきましてはですよ、担当者に聞けばわかる。私はそんな細かいことまで掌握できるわけないでしょう、逆に言いますと。そのために議員さんの活動があるんじゃないですか。役場へ来られたら、いろんな話が聞ける。そうでしょう。私はそういうことを言っておる。

税金にしても同じこと。誰しもみんな知っておりますよ。無駄遣いしてはいかん。こ

れは村民に理解が得られるお金を使っておるのかどうか。そういったことを曖昧なことで一人の議員さんがそう話をされることによって扇動されるということは非常に危険だと私は言っておるんですよ。

村政はどのように動いておるのか。そうでしょう。皆さん、8人おられるわけです。その8人の皆さんが私に対して否決されるなら、それで結構です、いろんなものを言われて。一部の人がそのように世論を代表して、あたかも村民がそのような、どこにあると、こういった決定的な話をされると、いかなる場合でも、村が何をやっておるんだと。26年度予算は何をやっておるんだと。何をつくったんかと。これは恥ずかしい思いです。

そういったことを含めて私はこの席であえて申し上げておるわけでありまして、議員は議員なりのちゃんと姿勢を持って質問したり、また活動してください。私はそれを申し上げて答弁にかえさせていただきます。

議長（前原英石君） 竹島貴行君。

7番（竹島貴行君） 今村長が、議員が曖昧なことを言って民意を扇動するという言われ方をしました。

議員の皆さん、それぞれ皆さん、曖昧なことを言っているつもりはありますか。みんなそれぞれ真剣に取り組んでいるんです。それを曖昧という、そういう表現で片づけるというのは、これはいかがなものでしょうか。

議長（前原英石君） 議員に対する質問ではありません、ここは。

7番（竹島貴行君） いや、私は議員に質問しているんじゃないですよ。問いかけているんです。

あの……、私……

議長（前原英石君） 問いかけもやっておりません。

〔声を発する者あり〕

7番（竹島貴行君） 村長はそこに、答弁席に座っていて答弁すれば、それでいいんじゃないですか。ここは議会です。

〔「なら、議長の話聞きなさいよ」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） 答弁に対する質問をしてください。

7番（竹島貴行君） 村長から問いかけがあったから質問したんです、というか、答弁したんですよ。私が答弁する必要もないんだから。私の意見を述べておるんです。

議長（前原英石君） 意見を述べるところでは 質問をする……。

7番（竹島貴行君） じゃ、それは同じく村長にも言うべきじゃないか。

我々は、この議会の立場というものをどういうふうと考えていかなければならないか。議員としての責任をどういうふうを果たしていかなきゃいけないか。曖昧な言葉を言って住民の皆さんを扇動するという、そういうことはあり得ないということを今の村長の言葉を受けての私の意見とします。

議長（前原英石君） 以上 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 曖昧と言ったのは、あなたのことだけですよ、はっきり言っておきます。

〔「ちょっと失礼じゃないか」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） 以上をもって一般質問を終結します。

議案第1号から議案第18号まで

議長（前原英石君） 日程第2 議案第1号から議案第18号まで18件を一括議題とします。

（質 疑）

議長（前原英石君） 提案理由の説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（前原英石君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（前原英石君） これから、議案第1号 平成26年度舟橋村一般会計予算、議案第2号 平成26年度舟橋村土地取得事業特別会計予算、議案第3号 平成26年度舟橋村国民健康保険事業特別会計予算、議案第4号 平成26年度舟橋村宅地造成事業特別会計予算、議案第5号 平成26年度舟橋村簡易水道事業特別会計予算、議案第6号 平成26年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計予算、以上6件を一括して採決します。

議案第1号から議案第6号まで6件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（前原英石君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号から議案第6号までの6件は原案のとおり可決・承認されました。

これから、議案第7号 平成25年度舟橋村一般会計補正予算（第6号）、議案第8号 平成25年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第9号 平成25年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括して採決します。

議案第7号から議案第9号まで3件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（前原英石君） 起立全員であります。

したがって、議案第7号から議案第9号までの3件は原案のとおり可決・承認されました。

これから、議案第10号 村営北駐車場条例制定の件、議案第11号 舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件、議案第12号 舟橋村特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例一部改正の件、議案第13号 舟橋村の職員の給与に関する条例一部改正の件、議案第14号 舟橋村簡易水道事業等給水条例一部改正の件、以上5件を一括して採決します。

議案第10号から議案第14号まで5件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（前原英石君） 起立全員であります。

したがって、議案第10号から議案第14号までの5件は原案のとおり可決・承認されました。

これから、議案第15号 村道の路線認定の件を採決します。

議案第15号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（前原英石君） 起立多数であります。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決・承認されました。

これから、議案第16号 富山県町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の件、議案第17号 富山地区広域圏事務組合理約の変更に関する件、議案第18号 富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の件、以上3件を一括して採決します。

議案第16号から議案第18号まで3件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（前原英石君） 起立全員であります。

したがって、議案第16号から議案第18号までの3件は原案のとおり可決・承認されました。

日 程 の 追 加

議長（前原英石君） ただいま、明和善一郎君ほか2名から、議員提出議案第1号 要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）を介護給付として継続することを求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第1号を追加日程第1とし、議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

議 員 提 出 議 案 第 1 号

議長（前原英石君） 追加日程第1 議員提出議案第1号 要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）を介護給付として継続することを求める意見書を議題とします。

（提案理由の説明）

議長（前原英石君） 提案理由の説明を求めます。

明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） 議員提出議案第1号といたしまして、竹島議員、塩原議員の賛同を得て、提出したいと思います。

ただいま読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）を
介護給付として継続することを求める意見書

過日、社会保障制度審議会において、「介護保険制度の要支援者の訪問介護・通所介護を給付対象からはずし、市町村の支援事業に委ねる」との提案がなされた。これは介護保険制度の理念を壊しかねない変更であり、市町村の財政上、事務上の負担も軽視できないものとする。

軽度認知障害の人が400万人と発表され、社会に大きな衝撃を与える中、「要支援外し」は、この人たちを全国一律のサービスから、市町村任せにしようとするもので、サービスが向上する保障はどこにもない。

今年4月1日には消費税が8%に引き上げられ、負担増・給付抑制の二重負担という「道理に合わない」ことが現実のものとなりつつある。

今求められているのは、社会保障を充実させ、生活への不安をなくして心の余裕と健全な消費を生み出し、経済活動を活性化させ、誰もが老いても病んでも安心して暮らせる社会の実現であり、「公助」の後退、「自助」への転化はその流れに逆行するものである。

こうした観点から、政府に対し下記事項の実現を強く求める。

記

- 1．要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）を介護給付として継続すること
- 2．利用者負担を増やさないこと
- 3．介護保険財政に国が責任を持つこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月7日

舟橋村議会

以上でございます。

議長（前原英石君） 提案理由の説明が終わりました。

（採 決）

議長（前原英石君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号 要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）を介護給付として継続することを求める意見書を採決します。

議員提出議案第1号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号 要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）を介護給付として継続することを求める意見書は、原案のとおり承認されました。

議長（前原英石君） 以上をもって本定例会の全日程が終了いたしました。

村 長 挨拶

議長（前原英石君） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会に提案いたしました18議案につきましては、皆さんの多数決によって可決していただきまして、ありがとうございました。

議案第1号から第6号でございますけれども、これは平成26年度舟橋村の一般会計並びに5つの特別会計であります。これが多数決で可決したわけでありまして、当該一般会計は、特別会計であります国保、簡水、高齢者医療特会の操出金等が計上さ

れています。そういったことを申し上げれば、当然議員の皆さんはご理解いただけると思うわけではありますが、反対された議員には、議会ルールに従いまして、反対討論でその真意を述べられることが妥当であると、私はそのように考えております。

一方、一般質問のことをごさいますけれども、税金にかかわる文言が必要とされております。議員各位には、「税金」という言葉の意味がどのように理解されているのでしょうか。国の予算、県の予算、市町村の予算の財源は税金と借金、いわゆる起債であります。賄われておるのであります。また、私の給料も、あるいはまた職員の給料も、議員の報酬もしかりであります。

私は新年度予算の執行に当たりまして、自治会要望につきましても十分反映してまいりたいと思っております。

終わりになりますけれども、議員各位には、時節柄十分健康に留意されて議員活動されますようご祈念申し上げて、お礼の言葉にさせていただきます。

ありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長（前原英石君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年3月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成26年3月7日

議 長 前 原 英 石

署 名 議 員 森 弘 秋

署 名 議 員 塩 原 勝